

林・水産物交渉に係る現状

1. 新ラウンド立ち上げに向けた動き

林・水産物については、農業と異なりWTOの交渉は開始されておらず、新ラウンドの一環として、交渉される。

新ラウンドの立ち上げについては、平成11年12月のシアトル閣僚会議の失敗以降、九州・沖縄サミット、APEC等で議論がなされた。昨年11月のAPEC首脳会議において、新ラウンドを2001年中に立ち上げるべきことが首脳宣言に盛り込まれた。

本年11月に開催されることとなった第4回WTO閣僚会議における新ラウンドの立ち上げに向けて、今後加盟国での議論が活発化することが予想される。

林・水産分野について、その特性に配慮した交渉結果を獲得していくためには交渉の枠組みの議論の段階から我が国の考え方を適切に反映させていくことが重要である。

農業交渉

農業及びサービス貿易に関しては、WTO協定上、平成12年から交渉を始めることが定められていた（合意済み課題）。

九州・沖縄サミット（平成12年7月）

（首脳会議コミュニケ(抄)）

全てのWTO加盟国の関心を反映する、野心的で均衡がとれかつ幅広いアジェンダによるWTO貿易交渉の新たなラウンドについて強力にコミットしている。…（略）…貿易政策と環境政策とが両立し相互に支援的であることを確保するものであるべきということに合意する。（略）今年中にそのようなラウンドを立ち上げるよう、（略）協力を強化することに合意する。

APEC（平成12年11月）

（首脳宣言(抄)）

我々は、全てのWTO加盟国、特に、後発途上メンバー及び途上メンバーの利益となるように、WTOの新ラウンドを迅速に立ち上げる必要があることを再度表明する。我々は、全てのWTO加盟国の関心及び懸念に応えるような、バランスが取れ、かつ十分に広範なアジェンダを2001年の出来るだけ早い時期に策定し、かつ決定して、2001年にラウンドを立ち上げることで意見が一致する。

2. これまでの取り組み

(1) シアトル閣僚会議まで

(ア) 日本提案

平成11年6月、我が国はシアトル閣僚会議に向けて、林・水産物分野を次期交渉の対象とする場合には、地球規模の環境問題や資源の持続的利用の観点を踏まえ、一般鉱工業品とは区別した検討を行うべきである旨の日本提案を提出。

(イ) 各国への働きかけ

議員外交、大臣、政務次官による外交、寿府における協議、各国とのバイの協議等を通じ、日本提案への支持を求めた。これに対しては、韓国のみが賛同を示し、EUは基本的考え方は我が国と近いとしつつも、林水産物を区別して扱うとむしろ集中攻撃を受ける懸念があり、交渉全体の目的に日本提案の主旨を位置づけることが適当との立場をとった。

(ウ) シアトル閣僚会議（6カ国提案）

平成11年12月のシアトル閣僚会議において、林・水産物分野については、地球規模の環境問題や資源の持続的利用の観点を踏まえるべきとの考え方について、EU、韓国等との連携を図り、共同の提案としてとりまとめた。その趣旨を閣僚宣言に盛り込むよう主張したが、決着を見ることなく会議全体が終了。

林・水産物に係る日本提案

<次期交渉の目的>

森林資源及び水産資源のように、適切な管理が行われなければ枯渇する再生可能な有限天然資源についての交渉の目的は、その適切な資源保存管理の推進を通じた資源の持続的利用に貢献し、しかも輸出国と輸入国のいずれにとっても公平でかつ真に公正な貿易ルールを確立すること。

<次期交渉の視点>

林産物や水産物を次期交渉の対象とする場合には、地球規模の環境問題や他の国際的枠組における検討・規律等も十分考慮しつつ、総合的な見地からの検討が必要不可欠。

6カ国共同提案のポイント（日、EU、韓国、スイス、ハンガリー、トルコ）

1. 交渉全体を規律する「目的」に環境保護及び資源の持続的利用や適切な管理を通じた持続的発展の主旨を位置づけ
2. 貿易と環境委員会において持続的開発の問題を検討
3. 林・水産物の市場アクセス問題（関税・非関税）は、他の一般鉱工業品と区別されていない
〔今後の交渉の中で「目的」を根拠に環境保護及び資源の持続的利用を主張することになる〕
4. 輸出国側の輸出規制措置の対象化
5. 漁業補助金については規定なし
6. A T L（林産物、水産物等8分野の加速された関税自由化）の規定なし
〔A T Lについては受け入れられないことから、それへの言及に共同して反対〕
7. 上記の他、環境に関する国際条約（ワシントン条約等）の貿易関連規定とW T O協定との関係を検討

(2) シアトル閣僚会議以降

(ア) EUとの協議

平成12年7月の日・EU首脳会議等において、日、EUは今後の交渉が天然資源の持続可能な利用、環境保護等を考慮することが確保されることを追求することにつき合意。

(イ) WTO加盟国等への働きかけ

議員外交、当省幹部が各国を訪れ、我が国の立場につき説明、働きかけを実施した。

日EU首脳会議（平成12年7月）

(共同結論文書(抄))

- ・新ラウンドは、(略)包括的なものであるべき。
- ・新ラウンドは、貿易政策と持続可能な開発その他の広範な社会目標との間の両立を確保すべき。
- ・とりわけ、今後の交渉が天然資源の持続可能な利用、環境保護、消費者の健康及び安全、(略)を考慮することが確保されることを追求する。

WTO加盟国等への働きかけ

韓国、中国、NZを初め、多数のWTO加盟国等に対し、我が国の林・水産物に関する基本的考え方について説明。

(林産物)

林産物交渉をめぐる論点及び考え方

1. UR交渉の結果

林産物は、当初天然資源産品交渉グループで取り扱われることとなっていたが、最終的には市場アクセスグループで交渉が行われた。

交渉の中で、米国等の主要木材輸出国が関税相互撤廃（いわゆるゼロゼロ）を強く主張したが、我が国はこれを拒否。

最終的に、林産物関税率は貿易加重平均で基準税率から約50%、交渉時（1994年）の実行税率から約30%の引下げを行うことで妥結。

林産物の関税引下げ状況（主要国）

国名	引下げ幅
日本	5.1%
米国	4.4%
カナダ	3.4%
NZ	5.0%
EU	4.7%

主要品目の関税率（%）

品目名	基準税率	99年税率
丸太	0.0	0.0
チップ	0.0	0.0
製材(ベイマツ)	0.0	0.0
製材(SPF)	6.0~10.0	4.8
合板(熱帯木材14種)	17.0~20.0	8.5~10.0
合板(その他熱帯木材)	17.0~20.0	6.0
合板(その他広葉樹)	17.0~20.0	6.0
合板(針葉樹)	15.0	6.0
集成材	3.9~20.0	3.9~6.0

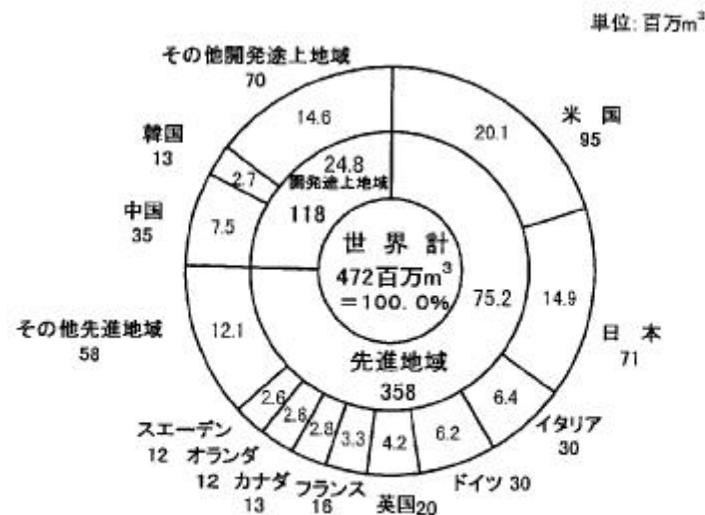
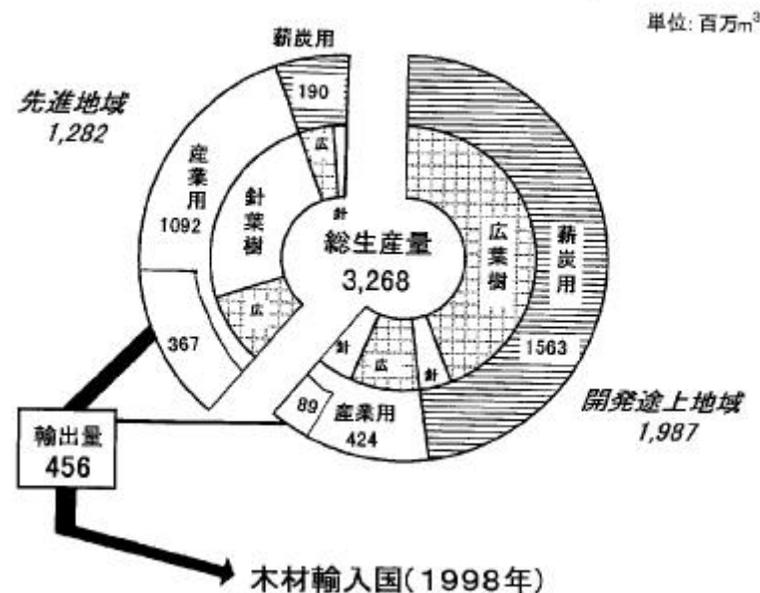
2. 世界の木材貿易

世界の木材(丸太)生産量は年間32.7億 m^3 、そのうち14%の4.6億 m^3 が貿易の対象となっている。

日本は米国に次ぐ世界第2の木材輸入国であり、世界全体の貿易量のうち、約15%を輸入している。

米国、日本以外では、中国、イタリア、ドイツ、英国が木材輸入で上位を占めている。

世界の木材(丸太)生産量(1998年)



資料: FAO "Yearbook of Forest Products 1998"

林産物「木材需給表」

注1: 輸出品、輸入量は丸太材種に換算したものである。

注2: 国境互入、丸太換算等の理由により、合計は必ずしも一致しない。

注3: 紙・板紙は計上していない。

3 . 次期交渉に向けた論点及び考え方

森林資源のように、適切な管理を行わなければ枯渇する再生可能な有限天然資源については、単に短期的な経済的利益に基づく市場アクセスの改善の視点からでは、資源の持続的利用を確保することはできない。

これらについては、地球規模の環境問題及び資源の持続的利用の観点を踏まえた議論が不可欠である。

このような観点の重要性は、W T O協定の前文の中に明記されている。

W T Oを設立するマラケシュ協定（W T O協定）

（前文）

この協定の締約国は、（略）

経済開発の水準が異なるそれぞれの締約国のニーズ及び関心に沿って環境を保護し及び保全し並びにそのための手段を拡充することに努めつつ、持続可能な開発の目的に従って世界の資源を最も適当な形で利用することを考慮し、

（略）次のとおり協定する。

(1) 持続可能な森林経営の推進

世界の森林の持続可能な経営の推進は、世界的な課題。

資源としての森林からの便益を将来にわたって最大限に発揮させることにより、世界の持続可能な開発に貢献。

持続可能な森林経営の概念には、森林の公益的機能の持続的発揮の概念が含まれている。

持続可能な森林経営が推進されることにより、森林に由来する様々な地球規模の環境問題の解決に寄与することができる。

持続可能な森林経営に係る議論

地球サミット(UNCED)1992年

(森林原則声明)

森林資源及び林地は、現在及び将来の世代の人々の社会的・経済的・生態学的・文化的・精神的な必要を満たすために持続的に経営されるべきである。これらの必要は、木材、木製品、水、食料、飼料、医薬品、燃料、住居、雇用、余暇、野生生物の生息地、景観の多様性、炭素の吸収源・貯蔵源のような森林の財及びサービス及びその他の林産物に対するものである。森林の全ての多様な価値を維持するため森林を大気汚染を含む汚染、火災、害虫、病気による有害な影響から保護するための適切な措置がとられるべきである。

(ア) 森林の持つ公益的機能の重要性

森林の持つ公益的機能の重要性は既に国際的に合意されている。

我が国においては、その地形などの自然条件から特に重要。

このような機能は一定の林業生産活動による適切な森林の管理により確保される。

森林の有する公益的機能にかかる国際会議での議論
地球サミット(UNCED)1992年

アジェンダ21(持続可能な開発のための人類の行動計画)(抄)
C 森林及び林地の提供する財とサービスの十分な価値評価を回復するための効率的な利用と評価の促進

目的

このプログラム分野の目的は以下のとおりである。

(a)森林の不足によって引き起こされる損害の結果を含め、樹木、森林及び林地の社会的、経済的、生態学的価値に対する認識を向上させること；樹木、森林及び林地の社会的、経済的、生態学的価値の認識を深めること。国の経済会計システムに組み入れるという観点から手法を創出すること。土地利用、環境に対する配慮、及び開発の必要と整合性のある方法で持続可能な経営を確保すること。

森林の公益的機能の年間評価額

森林の公益的機能	評価額(兆円)
水源かん養機能	27.1
土砂流出防止機能	28.3
土砂崩壊防止機能	8.4
保健休養機能	2.3
大気保全機能	5.1
野生鳥獣保護機能	3.8
合計	75.0

(イ) 地球規模の環境問題をめぐる動き

世界の森林面積は約 3 5 億ha。毎年、我が国森林面積の約半分に相当する 1 1 百万haもの森林が減少しており、地球環境問題、生物多様性の保全の観点からも森林の重要性が増している。

平成 9 年に開催された地球温暖化防止京都会議 (COP3) で採択された京都議定書において、森林は炭素の吸収源・貯蔵庫として位置付けられており、各締約国がとるべき政策措置として、その保護・強化、持続可能な森林経営と新規植林、再植林の推進が盛り込まれた。

生物多様性条約においても、森林の生物多様性が主要テーマの一つに位置づけられ、2002年の第6回締約国会合で議論されることとなっている。

世界の森林面積

	陸地面積 (百万ha)	森林面積(百万ha)		年変化量 (百万ha/年)	森林率 (%)
		1990年	1995年		
世界計	12,981	3,511	3,454	11.27	26.6
先進地域	5,334	1,484	1,493	1.76	28.0
開発途上地域	7,647	2,026	1,961	13.03	25.6
うち熱帯地域	4,788	1,797	1,734	12.59	36.2

京都議定書

(第2条)[政策・措置]

- 1 附属書 I の各締約国は、第3条に掲げる数量化された排出抑制及び削減の約束を達成する場合には、持続可能な開発を促進するために、
- (a) 自国の状況に応じて、次の政策及び措置を実施し、及び又はさらに発展させる。
- (ii) 関連する国際環境協定に基づく約束を考慮した、温室効果ガス (モントリオール議定書によって規制されているものを除く) の吸収源及び貯蔵庫の保護及び強化並びに持続可能な森林経営の実践、新規植林及び再植林の推進。

第6回生物多様性条約締約国会合における主要議題

- ・ 森林の生物多様性
- ・ 外来種問題
- ・ 知的所有権の利益配分

(ウ) 違法伐採問題の状況

平成10年のG8外相会合において、持続可能な森林経営に向けた主要先進8カ国の取組を進めるために「G8森林行動プログラム」が合意・発表され、その中で違法伐採問題にも取り組むこととされた。

平成12年の九州・沖縄サミットのG8外相会合及び首脳会合においても、違法伐採問題への対策の必要性で合意。

環境NGOは、ロシア、インドネシアにおいて違法伐採が横行している旨指摘。

G8森林行動プログラム

1998年のG8外相会合において、世界の森林に関する行動計画である「G8森林行動プログラム」が合意・発表され、その中で、モニタリングと評価、国家森林プログラム、保護地域、民間セクター、違法伐採が盛り込まれた。

九州・沖縄サミット(G8外相会合)

我々は、違法伐採との闘いを含め、持続可能な森林経営に関するコミットメント及び実行を再確認する。(外相会合総括(抄))

九州・沖縄サミット(G8首脳会合)

我々は、持続可能な森林経営に関する我々の外務大臣の結論を全面的に支持する。これに関連して、我々は、先住民の地域社会が持続可能な森林経営を実施することを支援するプロジェクトを特に重視する。我々は、輸出及び調達に関する慣行を含め、違法伐採に対処する最善の方法についても検討する。(首脳会合コミュニケ(抄))

違法伐採の現状

ロシア

環境NGOは、ロシアでは許可なしの伐採等が横行していると指摘。一方、沿海地方行政政府は、1999年度の違法伐採量は、許可を得て伐採した量の1%未満である旨発表。

インドネシア

インドネシア支援国会合(CGI)等で、インドネシア政府は、違法伐採が森林に関する最大の問題であるとして協力を要請。英国とインドネシアの合同調査ではインドネシアで生産される木材の約50%が違法伐採と報告。

なお、インドネシア政府は、違法伐採対策に資する観点から、昨年来、丸太輸出禁止措置を再導入することについて検討中。

(エ) 輸出国側の措置、輸出入国間の権利義務のバランス

輸出国側では丸太輸出規制、輸出税の賦課などの措置を実施しているが、そのような措置に対する規律は、現状では不十分なものとなっている。

各国の丸太輸出規制措置等

米国：1970～80年代の環境保護問題に起因する伐採量削減を背景に1990年8月発効した「森林資源保全及び不足緩和法」に基づき、ワシントン州、オレゴン州など西経100度以西にある連邦有林及び州有林から生産される丸太の輸出禁止を実施中。

カナダ：ブリティッシュ・コロンビア州においては、丸太輸出について許可制度を実施しており、国内で余剰材と認められたもの以外については輸出を認めていない。

インドネシア：従前、丸太と製材の輸出産品に賦課していた高額の輸出税については1998年のIMF合意に基づき、従量税から従価税に改められ、同年より段階的に引き下げが行われ1999年末には15%とされたが、その一方で丸太、製材等の輸出総量を設定する仕組みが導入されている。

マレーシア：サバ州、サラワク州は、いずれも丸太輸出につき輸出枠を設定するとともに輸出税を賦課している。

米加針葉樹製材協定

米国は、カナダ州有林における立木代が安いと、カナダから輸入される針葉樹製材の価格も不当に安く、国内産業が損害を被っているとして長年争っていたが、カナダからアメリカに輸出される針葉樹製材のうち、一定量を超えて輸出されるものについてはカナダ側が輸出税を賦課することを両国間で合意した。2001年3月に協定は失効したが、現在も本問題は二国間の懸案事項。

輸出税

輸入関税と異なり、輸出税については譲許されていない。

熱帯木材使用制限

米国では、熱帯林の保護等を理由として、ロサンゼルス市、サンフランシスコ市等において、市条例等に基づき公共事業等での熱帯木材の使用を禁止又は制限している。

また、欧州においても、同様の理由でドイツ・ベルリン市、オランダ・アムステルダム市等で公共施設への熱帯木材の使用を禁止又は制限している。

(2) 次期交渉における取扱い

林産物の特性から、単に輸入国の関税引下げといった市場アクセス改善の視点のみから議論するのは適切でない。

持続可能な森林経営の推進（森林の公益的機能の維持・発揮、地球規模の環境問題への対応）、輸出入国間の権利義務のバランスといった観点を的確に反映するような総合的な見地からの取扱いが必要である。

(3) 市場アクセスのあり方

林産物の国境措置については、輸入国において林業・木材産業の健全な維持・発展を通じた持続可能な森林経営の推進が阻害されることのないようなものとすべきである。

市場アクセスに関する各国の主張

韓国

関 税 : 資源管理、環境保全等とのバランスのとれた議論が必要である。

資源管理、環境、保全への配慮 : 林産物は、環境等公共財と密接に関係し、また、適切な管理を行わないと枯渇する産品という点で、他の鉱工業品と異なる特殊性があり、次期交渉においてはこの点に十分配慮する必要がある。

E U

関 税 : バンド・アプローチ（例：関税率を3段階に集約して引下げ）

資源管理、環境、保全への配慮 : 貿易と環境政策は持続的開発をもたらすように相互に支持的であるべき。次期交渉においては天然資源の持続可能な利用を考慮すべきとする一方、途上国を交渉に引き入れるためには、環境の取り組みを限定すべきとの考え。

米国

関 税 : 関税相互撤廃、早期関税自由化等を主張。

資源管理、環境、保全への配慮 : 貿易自由化は環境保全を支持する形で進められるべき。この観点から環境問題をW T Oで議論することに積極的。

豪州・NZ（ケアンズグループ）

関 税 : 関税相互撤廃、早期関税自由化等を主張。

資源管理、環境、保全への配慮 : 持続可能な森林経営等、市場アクセス以外の事項を検討するという条件付きで市場アクセスの交渉を行うという考え方は受け入れられない(豪州)。

ブラジル

関 税 : 全ての鉱工業品についても同等の市場アクセスを主張。

資源管理、環境、保全への配慮 : 資源の持続的利用に資するルール及び規律の制定はW T Oの問題ではない。